

改正

平成12年3月21日監査委員訓令第1号

平成15年6月18日監査委員訓令第1号

平成19年4月1日監査委員訓令第1号

平成20年4月1日監査委員訓令第1号

平成24年5月1日監査委員訓令第1号

令和2年4月1日監査委員訓令第1号

美深町監査委員事務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査及び検査並びに審査（以下「審査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理または町の事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の5第2項において準用する同令第121条の4第2項に定める事務を除く。第17条第3号において同じ。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）が法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に意を用いなければならない。

(監査委員の使命)

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを提出し、及び公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正普遍の態度を保持して監査等を実施しなければならない

い。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対して必要な指示をしなければならない。

（事務局職員心得）

第5条 事務局職員は、職務の遂行に当たっては特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 職責の重大性にかんがみ常に研修に心がけ、法令・条例・規則（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず町政の現状に注意し、監査等の参考となるような資料の収集に務めること。
- （2） 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い監査対象について、あらかじめ十分研究すること。
- （3） 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。また職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様であること。
- （4） 監査等の進捗状況は、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

（実施の基本方針）

第6条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的・指導的に実施しなければならない。

（計画的な監査等の実施）

第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定すると共に適切な実施計画を作成し、これに基づいて秩序整然と適時にしなければならない。

（監査等の調整）

第8条 監査等は、計画の策定及び実施に当たって、相互に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。

（監査手続の適用の基準）

第9条 監査手続きの適用は、監査等の種類・対象・目的・内部牽制組織及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

- 2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によ

つて全体の正否又は適否を推定するものとする。

- 3 精査は、監査等の対象となつている事項について、違法・不正その他例外事項を発見し、又は問題点を明らかにするため、全部にわたり精密に調査するものとする。

(合理的基礎確保の基準)

第10条 監査委員は、監査項目の重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を入手するまで監査等を実施しなければならない。

(報告及び勧告の提出並びに公表)

第11条 監査(第17条第9号の監査を除く。以下本条において同じ。)又は検査を終了したときは法第199条第9項等の規定により、監査又は検査の結果に関する報告を議会及び町長並びに関係のある行政委員会等に提出しなければならない。

- 2 前項の報告のうち第17条第1号から第4号及び第6号から第8号までに定める監査に係るものについては、速やかに公表しなければならない。公表は、「美深町公告式条例」(昭和37年美深町条例第44号)による。

- 3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 4 法第199条第14項及び第15項の規定に基づく措置の通知があつた場合は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。公表の方法は前項後段の規定による。

(意見の提出)

第12条 監査(第17条第6号、第9号及び第10号の監査を除く。以下本条において同じ。)の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて、法第199条第10項の規定による意見を提出する。

- 2 職員の賠償責任の免除について町長又は企業管理者から意見を求められたときは、法第243条の2の2第8項後段(公企法第34条において準用する場合を含む。)の規定による意見を提出する。

(決算等審査意見の提出)

第13条 決算審査及び基金の運用状況審査については、決算及び書類が審査に付されたときから40日以内にその審査を終了し審査意見を町長に送付する。

- 2 健全化法に基づく健全化判断比率等審査を終了したときは、審査意見を町長に送付する。

(住民監査請求の監査結果及び勧告)

第14条 住民監査請求に基づく監査を実施した結果、請求に理由がないと認めるときは、理由を付

して請求人に通知するとともにこれを公表し、請求に理由があると認めるときは、町長等に期間を示して必要な措置を構すべきことを勧告するとともにこれを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

2 前項の勧告に基づき町長等から必要な措置を講じた旨通知があつたときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

3 公表の方法については、第11条第2項後段の規定を準用する。

(報告及び勧告の決定)

第15条 前4条に規定する報告・意見・監査結果及び勧告のうち、第17条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに定める監査並びに第19条に定める審査に係るものについては監査委員の合議による。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(報告の提出等以前の周知の禁止)

第16条 監査等の結果は原則として、報告又は意見の提出等以前に町長又は企業管理者若しくは関係のある行政委員会等の関係者以外の者に知らせてはならない。

(監査)

第17条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査(法第199条第4項の規定による監査)

毎会計年度1回、2月に次の事項について行うもの

ア 町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

イ 町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(2) 随時監査(法第199条第5項の規定による監査)

必要があると認めるとき定期監査に準じて実施するもの

(3) 行政監査(法第199条第2項の規定による監査)

必要があると認めるとき町の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に実施するもの

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

財政的援助を与えている団体、出資・支払い保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(5) 公金の収納又は支払い事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査）

指定金融機関に対し必要があると認めるとき、又は町長若しくは企業管理者の要求に基づき公金の収納又は支払いの事務が、法令等に規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの

(6) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条第1項の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 議会の要求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

要求に係る事務について実施するもの

(8) 町長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

(9) 住民監査請求に基づく監査（法第242条第1項の規定による監査）

請求の内容について実施するもの

(10) 町長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条の規定による監査）

要求に係る事実の有無等について実施するもの

2 前項第6号から第10号までに係る監査は、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手するものとする。

（検査）

第18条 検査の種類は、例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）とし、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月10日から15日までの間（やむを得ない理由によりこの期間に検査を行うことができない場合はその日を変更することができる。）に実施するものとする。

（審査）

第19条 審査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(2) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(3) 財政健全化審査（健全化法第3条第1項）

健全化法に基づき、普通会計は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）がそれぞれ適正に算定されているかを主眼として実施するもの

(4) 公営企業の経営健全化審査（健全化法第22条第1項）

健全化法に基づき、公営企業会計は資金不足比率が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

（監査計画の作成）

第20条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 年間における実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課係名
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 実施計画は監査等の種類別に次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の期間
- (4) 監査等の担当者及び事務分担
- (5) 監査等の基本方針
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の項目及び着眼点
- (8) 監査技術の選択
- (9) その他監査等の実施上必要と認める事項

（事前通知）

第21条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き町長若しくは企業管理者又は関係のある行政委員会等に対し、監査等の種類・期日・場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第22条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

(事前研究)

第23条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識を涵養する。

2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。

3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点を把握する。

(監査手続きの適用)

第24条 第17条第1号から第5号まで、第18条第1号及び第19条に掲げる監査等における監査手続きの適用は、原則として試査による。但し、試査によつて異常を発見した場合、当該事項については精査を実施するものとする。

(監査技術の選択適用)

第25条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき第26条の一般監査技術を適用するとともに、必要に応じ適宜個別監査技術を選択適用して実施する。

(監査技術)

第26条 監査技術は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般監査技術

ア 照合 証憑突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせて、その記録又は計算の正否を確かめること。

(2) 個別監査技術

ア 実査 事実の在否について実地に現物検証、現場検証等によつて直接検証すること。

イ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立会いその実施状況を視察して正否を確かめること。

ウ 確認 事実の在否について写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもつて確認すること。

エ 質問 事実の在否又は問題点について、監査対象課等の職員などに質問して回答又は説明を求めること。

オ 分析 事実の性質、内容を究明しこれを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめること。

カ 比較 年度別、時間別、関係要素別等に複数の数値を対照させて観察し、その異動を通じて問題点の有無を確かめること。

(3) その他の個別監査技術

ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすること。

イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断すること。

ウ 調整 源泉を等しくし相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら二組みの計数の過不足を追及し、両者が事実上一致するかどうかを確かめること。

エ 総合 諸種の事実を総合して総括的な観点から事実を判断すること。

(監査等の講評)

第27条 監査等に基づく監査対象課等の長に対する講評は、原則として監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

(報告書等の記載事項)

第28条 監査報告書及び検査報告書並びに審査意見書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

(1) 報告等の提出日付

(2) 監査等を実施した監査委員名

(3) 監査等の種類

(4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 調査等の対象とした課等又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

(5) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

(監査等の結果の処置)

第29条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については町長若しくは企業管理者又は関係のある行政委員会等から適時措置状況報告を求めるものとする。

(請願の処理)

第30条 監査委員は、法第125条の規定により議会からの請願の送付を受けたときは、速やかに処理するものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年監委訓令第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年監委訓令第1号)

この訓令は、平成15年6月18日から施行する。

附 則 (平成19年監委訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年監委訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第3号及び第4号については平成19年度決算から適用する。

附 則 (平成24年5月1日監委訓令第1号)

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日監委訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。